を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

①　客観的事項

イ　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

ロ　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈤までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる希望工事種別の数は２まで（平成28年６月１日から平成31年５月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けたときは、とび・土工工事業、解体工事業の技術職員として申請する希望工事種別及びその他の建設業の技術職員として申請する希望工事種別の１種類を合わせた３まで）とする。）

ハ　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

ニ　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

②　主観的事項

イ　平成30年10月１日の前日までの４年間における本四会社発注工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

ロ　平成30年10月１日の前日までの４年間における本四会社発注工事に係る希望工事種別ごとの総合評価の参加実績

⑵　測量・建設コンサルタント等業務　４⑵の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。４⑵の競争に参加することができない者以外の者については、①から④までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

①　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高

②　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額

③　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

④　審査基準日までの営業年数

６　資格審査結果の確認　本四会社では、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を発行しない。認定結果及び認定内容については、平成31年４月１日以降に本四会社ホームページ（以下のアドレス）に掲載される「有資格者公表名簿」により確認すること。

（本四会社ホームページアドレス（資格審査ＵＲＬ））

http://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/shinsa/

７　資格の有効期間　資格認定の日から平成33年３月31日までとする。

８　その他

⑴　申請に当たっては、３⑴②に記載の本四会社ホームページに掲載する競争参加資格審査申請書作成の手引きを確認の上、申請手続を行うこと。

⑵　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に広告する。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、社長が別に定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定 を受けていないときは、競争参加資格が確認がなされない場合がある。

⑷　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、社長が別に定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑸　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、郵送に限るものとする。

①　申請者が経常建設共同企業体である場合

②　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき

③　申請者が協業組合・企業組合である場合において、３⑵の（建設工事に係る添付書類）⑦及び⑧に掲げる書類を提出するとき

④　合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）

⑤　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑶に掲げる再度の認定を受けていないとき

⑥　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

⑹　次に掲げる場合の測量・建設コンサルタント等業務の申請については、郵送に限るものとする。

申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑶に掲げる再度の認定を受けていないとき。

招　　請

意見招請に関する公示

西日本電信電話株式会社公告第16号

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了しましたので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年10月23日

西日本電信電話株式会社

東海病院長　佐藤　泰正

◎調達機関番号　126　◎所在地番号　23

○西人経東病第195号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量　磁気共鳴断層撮影装置（ＭＲＩ）　一式

２　意見の提供方法

⑴　意見の提供期限

平成30年11月27日14：00（現地時間）

（郵送の場合は必着のこと）